



第59回定時株主総会 招集ご通知



2022年6月28日（火曜日）午前10時

（開場時間午前9時）



新潟県新潟市南区北田中780番地6
本社会議室

◎会場についての詳細は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第59回定時株主総会招集ご通知 1

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件 3

第2号議案 定款一部変更の件 4

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 7

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 10

提供書面

事業報告 11

計算書類 24

計算書類に係る会計監査報告 27

監査等委員会の監査報告 30

新型コロナウイルスの感染リスク軽減のため、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

ダイニチ工業株式会社

証券コード：5951

株 主 各 位

新潟県新潟市南区北田中780番地6

ダイニチ工業株式会社

代表取締役
社 長 吉 井 久 夫

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
(開場時間午前9時)
2. 場 所 新潟県新潟市南区北田中780番地6 本社会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第59期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.dainichi-net.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知提供書面に記載しております計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告書及び監査報告書の作成に際して監査した計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.dainichi-net.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルスの感染予防に対するご協力をお願い

新型コロナウイルスの感染リスク軽減のため、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

- 株主総会にご出席される株主様におかれましては、感染予防のため、本株主総会会場にて体温測定やマスク着用、アルコール消毒などの措置をいくつか講じる予定でございます。ご協力くださいますようお願い申し上げます。
- 体温測定の際に、体調不良と見受けられる方等には運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございます。また、開会後に体調がすぐれないとお見受けされる方等につきましても、運営スタッフによるお声掛けやご退場をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 会場の座席は、間隔を空けた配置とさせていただくことから、ご用意できる席数が限られております。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 役員及び運営スタッフにおきましても、感染予防のためマスク着用などの措置を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 今後の状況により、株主総会の運営に関して事前に株主様にご案内すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.dainichi-net.co.jp/>）においてお知らせいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、安定した経営基盤の確立を目指すとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。中長期的な株主利益の視点から、継続的な安定配当を基本としておりますが、利益水準や配当性向も考慮してまいります。

また、内部留保資金につきましては、研究開発、製造設備及び新規分野等に投資を行い、株主価値の向上を目指した株主還元を行う方針であります。

このような考えのもと、期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金22円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は356,076,512円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ・株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ・株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ・株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ・上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。

(2) 取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規定を追加するため、現行定款第28条(取締役の責任限定契約)を変更し、(取締役の責任免除)とするものであります。なお、現行定款第28条(取締役の責任限定契約)の変更に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="143 208 551 299">第3章 株主総会 第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="165 308 551 556"><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="315 601 378 632">(新設)</p> | <p data-bbox="676 208 871 269">第3章 株主総会 (削除)</p> <p data-bbox="573 601 871 632"><u>第16条 (電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="595 641 983 762"><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="573 771 983 958">2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="143 172 515 263">第4章 取締役および取締役会 第28条 (取締役の責任限定契約) (新設)</p> <p data-bbox="165 429 548 489">当社は、(中略)法令が定める 最低責任限度額とする。</p> <p data-bbox="313 526 378 556">(新設)</p> | <p data-bbox="573 172 945 232">第4章 取締役および取締役会 第28条 (取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="595 238 978 420"><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p data-bbox="573 426 978 486">2 当社は、(中略)法令が定める 最低責任限度額とする。</p> <p data-bbox="584 526 649 556"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="573 562 978 774">1 <u>現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="573 780 978 970">2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="573 976 978 1097">3 <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制の見直しにともない取締役を1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | ふりがな 氏名 | | 現在の当社における地位及び担当 |
|-----------|-------------------|----|-------------------------|
| 1 | よしい ひさお 吉井 久夫 | 再任 | 代表取締役社長 |
| 2 | よしい ゆい 吉井 唯 | 再任 | 代表取締役専務 |
| 3 | たむら まさひろ 田村 正裕 | 再任 | 常務取締役 営業本部長 兼 営業開発部長 |
| 4 | かいほ まさひろ 海保 雅裕 | 再任 | 取締役 生産本部長 |
| 5 | のぐち たけし 野口 武嗣 | 再任 | 取締役 総務部長 |

| 候補者 番号 | ふ り が な 氏 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | よし い ひさ お 吉 井 久 夫 (1947年1月15日生) 再任 | 1973年1月 当社入社 1983年3月 当社取締役 1987年2月 当社常務取締役 1992年2月 当社専務取締役 1998年10月 当社代表取締役専務 1999年6月 当社代表取締役社長（現在に至る） 2015年6月 （一財）佐々木環境技術振興財団 代表 理事（現在に至る） |
| | 所有する当社の株式数 | 570,650株 |
| | (取締役候補者とした理由) | |
| | 同氏は、入社以来、開発、調達、営業部門に携わり、各部門の責任者を歴任し、当社における豊富な業務経験と経営全般の見識を有しているため、経営の視点より意思決定に参画し、監督できるとの判断により、取締役候補者としております。 | |
| 2 | よし い ゆい 吉 井 唯 (1976年4月3日生) 再任 | 2014年4月 当社入社 2017年6月 当社取締役 2018年6月 当社管理本部長 2019年6月 当社常務取締役 2020年6月 当社開発本部長 2021年6月 当社代表取締役専務（現在に至る） |
| | 所有する当社の株式数 | 378,534株 |
| | (取締役候補者とした理由) | |
| | 同氏は、大手メーカーにおいて技術系や営業系の幅広い業務に携わった後に当社に入社し、入社後は管理、開発部門の責任者を歴任しております。これらの豊富な業務経験と経営全般の見識を有しているため、経営の視点より意思決定に参画し、監督できるとの判断により、取締役候補者としております。 | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 | 田村正裕 (1958年9月9日生) 再任 | 1982年4月 当社入社 2000年4月 当社東京営業所長 2001年6月 当社取締役 2002年4月 当社営業部長 2013年6月 当社常務取締役(現在に至る) 2018年4月 当社営業本部長(現在に至る) 2019年4月 当社営業企画部長 2022年4月 当社営業開発部長(現在に至る) |
| | 所有する当社の株式数 | 25,236株 |
| | (取締役候補者とした理由) 同氏は、営業部門の責任者を務めており、当社における豊富な業務経験と営業業務全般に関する見解を有しているため、経営の視点より意思決定に参画し、監督できるとの判断により、取締役候補者としております。 | |
| 4 | 海保雅裕 (1978年10月4日生) 再任 | 2013年2月 当社入社 2013年2月 当社システム開発室 2015年1月 当社生産部 2018年3月 当社生産企画部長 2019年6月 当社取締役(現在に至る) 2019年6月 当社生産本部長(現在に至る) |
| | 所有する当社の株式数 | 6,194株 |
| | (取締役候補者とした理由) 同氏は、大手メーカーにおいて技術・情報系の専門的な業務に携わった後に当社に入社し、現在は生産部門の責任者を務めております。これらの豊富な業務経験と見識を有しているため、経営の視点より意思決定に参画し、監督できるとの判断により、取締役候補者としております。 | |
| 5 | 野口武嗣 (1974年9月28日生) 再任 | 1997年4月 当社入社 1997年4月 当社営業部 2014年3月 当社広報室長 2018年3月 当社総務部長(現在に至る) 2019年6月 当社取締役(現在に至る) |
| | 所有する当社の株式数 | 44,783株 |
| | (取締役候補者とした理由) 同氏は、入社以来、営業、広報、管理部門に携わり、現在は総務部門の責任者を務めております。これらの豊富な業務経験と見識を有しているため、経営の視点より意思決定に参画し、監督できるとの判断により、取締役候補者としております。 | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 各候補者の所有する当社の株式数には、ダイニチ工業役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任される取締役（監査等委員である取締役を除く。）原信也氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める「役員退職慰労金支給内規」に基づき、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名 | 略 歴 |
|-------|-------------------|
| 原 信 也 | 2003年6月 当社取締役（現任） |

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度（2021年4月1日～2022年3月31日）におけるわが国経済は、景気は持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残るなかで、一部に弱さがみられる状況となりました。

先行きにつきましては、感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かうなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直していくことが期待されますが、海外情勢に不透明感がみられ、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクや、感染症による影響を注視する必要がある状況となりました。

当社の主力分野であります石油暖房機器業界におきましては、12月下旬以降に地域的に強い寒気の影響を受けましたが、1月以降は冬型の気圧配置が緩むなど市場規模は前年に比べ縮小いたしました。

こうしたなかにおいて当社は、市場や住環境の変化に対応した商品開発に取り組みました。また、需要に応えるための生産活動の強化と販売チャンネルの拡大に取り組みました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高は210億87百万円（前期比7.9%減）、営業利益は13億62百万円（同32.2%減）、経常利益は15億43百万円（同24.6%減）、当期純利益は10億73百万円（同26.8%減）となりました。

[暖房機器]

主力商品であります石油暖房機器におきましては、日本国内の自社工場での生産による迅速な商品供給力と、安心して商品をお使いいただくための品質保証体制がお客様に評価されて業界内で確たる地位を築いております。

当事業年度におきましては、キャップの置き場所に困らない新機能

「ワンタッチ汚れんキャップEX」を搭載した家庭用石油ファンヒーター「SGXタイプ」3機種と「GRタイプ」3機種を発売いたしました。従来のワンタッチ汚れんキャップは使いやすいと好評であったものの、キャップの置き場所に困るなどといったお悩みが寄せられており、このお悩みを解決することで、寒期中やらなければならぬ給油作業を楽にしつつ故障時の部品交換は最低限にするために開発いたしました。これらの機種と合わせ、全12タイプ30機種の商品を販売いたしました。

また、電気暖房機器におきましては、3（トリプル）安全装置付きセラミックファンヒーター2機種を販売し、脱衣所やキッチンなどスポット暖房の需要にお応えしてまいりました。

当事業年度は、石油暖房機器の輸出が増加しましたが、国内向け家庭用石油ファンヒーターが減少しました。

この結果、暖房機器の売上高は147億6百万円（前期比1.7%減）となりました。

〔環境機器〕

加湿器におきましては、新たな機能としてスマートリモコンを使用して遠隔操作が出来る「LXシリーズ」2機種と、カンタン取替えトレイカバーを搭載したハイブリッド式加湿器「RXTシリーズ」3機種を発売いたしました。これらの機種とあわせ、全6シリーズ20機種の商品を販売いたしました。

当事業年度は、前事業年度の一時的な需要増加に伴う反動減によって加湿器の販売が減少しました。

この結果、環境機器の売上高は49億34百万円（前期比28.6%減）となりました。

〔その他〕

その他におきましては、金型や加湿器のフィルター販売等が堅調に推移し、売上高は14億47百万円（前期比43.4%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度は、総額10億1百万円の設備投資を行いました。主なものは、部品内製化を目的とした建物改修工事による「建物」や新商品のための生産設備の充実を中心に「機械装置」及び「金型」を取得したことによるものであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度の資金調達について、その所要資金は全額自己資金によりまかないました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区分 | 第56期 (2019年 3月期) | 第57期 (2020年 3月期) | 第58期 (2021年 3月期) | 第59期(当事業年度) (2022年 3月期) |
|----------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------------|
| 売上高 | 19,007 | 18,826 | 22,884 | 21,087 |
| 経常利益 | 618 | 222 | 2,047 | 1,543 |
| 当期純利益 | 387 | 116 | 1,466 | 1,073 |
| 1株当たり 当期純利益 | 円 22.64 | 円 7.19 | 円 90.63 | 円 66.34 |
| 総資産 | 28,133 | 27,527 | 29,293 | 28,963 |
| 純資産 | 23,574 | 23,117 | 24,429 | 25,069 |
| 1株当たり 純資産額 | 円 1,456.51 | 円 1,431.97 | 円 1,509.32 | 円 1,548.88 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除して、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式期末保有数を控除して算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当する事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、未だに新型コロナウイルスの感染が続いており、収束の時期や感染による影響が見通せないため、先行きは非常に不透明感の強い状況にあります。

このような環境のもとで当社といたしましては、お客様から信頼され支持されることを全ての活動の基本とし、品質と製品安全の確保を重視し重大製品事故を未然に防止する体制を継続することに努め、多様化するニーズに即した商品を提供してまいります。また、社内の合理化を進め経営体質改善の取り組みを継続してまいります。

今後とも役職員一同、業績向上に向け努力してまいりますので、株主の皆様におかれましては、何とぞ引き続き一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は次の製品の製造、販売を行っております。

| 区 分 | 主 要 製 品 |
|---------|--------------------------------------------|
| 暖 房 機 器 | 石 油 暖 房 機 器 ガ ス 暖 房 機 器 |
| 環 境 機 器 | 加 燃 料 電 池 湿 ユ ニ ッ ト 器 |
| そ の 他 | 部 品 (サ ー ビ ス パ ー ツ) コ ー ヒ ー メ ー カ ー 他 |

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

本社・北部工場 新潟県新潟市南区北田中780番地6

中之口工場 新潟県新潟市西蒲区

営業所

東京営業所 東京都千代田区

大阪営業所 大阪府吹田市

東北営業所 宮城県仙台市若林区

新潟営業所 新潟県新潟市南区

九州営業所 福岡県福岡市博多区

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 505名 | 4名減 | 41.3歳 | 19.0年 |

(注) 使用人数には臨時従業員、パートタイマーは含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当する事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 54,767,100株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 19,058,587株 |
| (3) 株主数 | 5,002名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------|------------|---------|
| 株 式 会 社 ビ ー ・ エ ッ チ | 1,841,200株 | 11.38% |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口) | 1,367,500 | 8.45 |
| 株 式 会 社 ダ イ ニ チ ビ ル | 1,361,700 | 8.41 |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口) | 828,620 | 5.12 |
| 株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行 | 800,000 | 4.94 |
| ダ イ ニ チ 工 業 従 業 員 持 株 会 | 739,000 | 4.57 |
| 吉 井 久 夫 | 570,600 | 3.53 |
| 吉 井 久 美 子 | 556,900 | 3.44 |
| 渥 美 る み 子 | 391,800 | 2.42 |
| 吉 井 唯 | 378,534 | 2.34 |

(注) 当社は自己株式を2,873,291株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。なお、持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いて計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2022年3月31日現在)

| 会社 の 地位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------------------|---------|------------------------|
| 代表取締役社長 | 吉 井 久 夫 | 一般財団法人佐々木環境技術振興財団 代表理事 |
| 代表取締役専務 | 吉 井 唯 | |
| 常 務 取 締 役 | 田 村 正 裕 | 営業本部長 兼 営業企画部長 |
| 取 締 役 | 海 保 雅 裕 | 生産本部長 |
| 取 締 役 | 原 信 也 | 経理部長 |
| 取 締 役 | 野 口 武 嗣 | 総務部長 |
| 取 締 役 (常勤監査等委員) | 渡 辺 美 幸 | |
| 取締役 (社外) (監査等委員) | 田 中 勝 雄 | 税理士 田中税務経理事務所 所長 |
| 取締役 (社外) (監査等委員) | 宮 島 道 明 | 公認会計士 株式会社福田組 社外監査役 |

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 田中勝雄氏及び宮島道明氏は社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 田中勝雄氏及び宮島道明氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・田中勝雄氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・宮島道明氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 当社では、常勤者を置くことにより常勤者の有する高度な情報収集力に基づく質の高い情報収集が可能となること、内部統制システムの活用や、会計監査人及び内部統制部門等との連携においても常勤の監査等委員の役割・活動が重要であることから、渡辺美幸氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役 (監査等委員) 田中勝雄氏及び宮島道明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役 (監査等委員) 田中勝雄氏及び宮島道明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等

① 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、①内において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方法と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、世間水準及び経営内容、従業員給与とのバランスを考慮し決定するものとしております。具体的には、各取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（賞与）及び退職慰労金を支払うこととしております。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 (報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

基本報酬については、月例の固定報酬とし、役位、在任年数、担当職務の職責、業務執行状況に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。

退職慰労金については、支給することが株主総会で決議された後に、内規に従って算定し、金額、支給方法を決定し、退職時に支給するものとしております。

c. 業績連動報酬（賞与）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 (報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬は金銭報酬とし、役位、在任年数、担当職務の職責、業務執行状況に応じて、当社の業績、従業員賞与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。

業績連動報酬に係る指標は当期純利益の計上とし、事業年度末に支給するものとしております。当該指標を選択した理由は、当期の業績を総合的かつ客観的に示していると判断したためであります。

- d. 個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業績連動報酬（賞与）については、年額の基本報酬（金銭報酬）の2割以内としております。
なお、退職慰労金の報酬に占める割合は、その性質から定めないものとしております。
- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については、事前に監査等委員会の助言を得たうえで、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会の決議により、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により、株主総会で決議された枠内で決定するものとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分 | 員 数 (名) | 報酬等の 総額 (百万円) | 報 酬 等 の 種 類 別 の 額 (百万円) | | |
|-------------------------|------------|---------------------|----------------------------|----------------|------------------|
| | | | 固 定 報 酬 | 業 績 連 動 報 酬 | 役 員 退 職 慰 労 金 |
| 取 締 役 (監査等委員を除く) | 6 | 201 | 164 | 13 | 24 |
| 取締役（監査等委員） （うち社外取締役） | 3 (2) | 23 (5) | 20 (4) | 1 (0) | 1 (-) |
| 合 計 | 9 | 225 | 184 | 15 | 25 |

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第52回定時株主総会において年額2億40百万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は9名です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第52回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役2名）です。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）田中勝雄氏は、田中税務経理事務所の所長を兼務しております。なお、当社は田中税務経理事務所との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）宮島道明氏は公認会計士であり、株式会社福田組の社外監査役を兼務しておりますが、当社と株式会社福田組の間には工事請負契約の関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 (監査等委員) | 田中勝雄 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、監査等委員会についても13回のうち12回に出席いたしました。 同氏は社外取締役に就任以降、税理士として豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度においては、当社の取締役の個人別の報酬等の決定における助言・指導を行いました。 |
| 社外取締役 (監査等委員) | 宮島道明 | 当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、監査等委員会についても13回の全てに出席いたしました。 同氏は社外取締役に就任以降、公認会計士として豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度においては、独立した立場から内部監査部門や監査等委員会への助言・指導を行いました。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が13回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 E Y新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

| 区 分 | 金 額 |
|---------------------------------------|-------|
| 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 26百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26百万円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人は業務執行に係る役職を兼務せず、任命、人事異動、人事考課については事前に監査等委員会に意見を求めることとする。
- ③ 取締役及び使用人等から監査等委員会への報告に関する体制
常勤の監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の主要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を読覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人にその説明を求めることとする。
また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合や、内部公益通報者保護規程に定める通報のうち重大と判断されるものがあつた場合は、遅滞なく監査等委員会に報告することとする。
- ④ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会規程及び内部公益通報者保護規程に基づき会社執行部門と協力し、不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を作る。
- ⑤ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務については、監査等委員の請求に基づきすべて処理するものとする。
- ⑥ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、会計監査人、監査室と密接に連携して、監査の結果や指摘事項について協議及び意見交換を行うこととする。

- ⑦ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令及び定款に適合することを確保するために、企業倫理指針を制定し取締役及び従業員はこれを遵守することとする。
取締役の職務の執行状況については、取締役会は取締役会規程等に基づいて監督し、監査等委員会は監査等委員会監査等基準に基づいて、法令及び定款に適合することを監査することとする。また、常勤の監査等委員は経営会議等の主要な会議に出席し、法令及び定款に適合することをチェックする。
監査室は内部監査規程に基づいて社内各部署の業務が適正かつ有効に行われているか監査することとする。法令違反行為の事実もしくは疑いを発見した場合には、内部監査規程に基づきその運用を行うこととする。
- ⑧ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報や文書については、法令や文書取扱規程等の社内規程に基づき保存及び管理し、また、監査室、監査等委員会、会計監査人の要求があった場合には、保管担当取締役は速やかに提出することとする。
- ⑨ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
社長、業務担当取締役及び常勤の監査等委員で構成する「経営会議」を、リスク認識・対策検討を専管する組織として毎月1回開催し、その下部組織として「リスク管理委員会」「品質保証委員会」「環境管理委員会」「安全衛生委員会」を設置し、リスク管理活動を推進する。また、各部門の業務に関わるリスクについては、それぞれの部門において必要に応じ、マニュアルやガイドラインの作成、研修等を行いリスク管理をすることとする。
監査室は、職務権限規程等の社内規程に基づく各部門の自律的な管理状況を監査し、その結果を社長に報告することとする。
- ⑩ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を毎月1回以上開催し、法令で定められた事項ならびに経営の重要事項について審議決定し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うこととする。
業務の運営に関する実務的な協議の場として経営会議を毎月開催し、情報交換及び職務執行の効率化に努めることとする。また、IT技術を活用し、職務の執行を効率的に行えるようなシステムを構築し、経営環境の変化に迅速に対応できるように努めることとする。
- ⑪ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社には関連する企業集団はありません。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）において内部統制システムの基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役2名のうち12回に両名が出席し、1回に1名が出席いたしました。その他、監査等委員会は13回開催されました。経営会議は12回開催され常勤監査等委員は12回出席いたしました。
- ② 監査等委員会は監査等委員会監査等基準に基づいて監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 監査室は、内部監査年間計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスに係る内部統制評価、ITに係る全般統制評価を実施いたしました。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流 動 資 産 | 19,040,991 | 流 動 負 債 | 3,208,241 |
| 現金及び預金 | 9,888,590 | 買掛金 | 1,157,998 |
| 受取手形 | 1,224,140 | 未払金 | 369,704 |
| 売掛金 | 988,523 | 未払費用 | 240,064 |
| 有価証券 | 2,013,436 | 未払法人税等 | 438,146 |
| 製品 | 3,980,254 | 前受金 | 10,961 |
| 仕掛品 | 177,457 | 預り金 | 557,689 |
| 原材料及び貯蔵品 | 711,994 | 賞与引当金 | 275,777 |
| 前払費用 | 46,512 | 製品保証引当金 | 157,900 |
| その他 | 11,083 | 固 定 負 債 | 685,993 |
| 貸倒引当金 | △1,000 | 再評価に係る繰延税金負債 | 102,230 |
| 固 定 資 産 | 9,922,370 | 役員退職慰労引当金 | 429,300 |
| 有形固定資産 | 7,693,681 | その他 | 154,463 |
| 建物 | 3,629,959 | 負 債 合 計 | 3,894,235 |
| 構築物 | 138,760 | (純資産の部) | |
| 機械及び装置 | 1,333,301 | 株 主 資 本 | 24,882,957 |
| 車両運搬具 | 30,988 | 資 本 金 | 4,058,813 |
| 工具器具備品 | 255,234 | 資 本 剰 余 金 | 4,526,575 |
| 土地 | 2,086,422 | 資本準備金 | 4,526,572 |
| 建設仮勘定 | 219,012 | その他資本剰余金 | 3 |
| 無形固定資産 | 33,456 | 利 益 剰 余 金 | 18,406,588 |
| ソフトウェア | 28,988 | 利益準備金 | 231,500 |
| その他 | 4,468 | その他利益剰余金 | 18,175,088 |
| 投資その他の資産 | 2,195,232 | 特別償却準備金 | 25,766 |
| 投資有価証券 | 1,692,135 | 固定資産圧縮積立金 | 89,884 |
| 前払年金費用 | 332,968 | 別途積立金 | 12,260,000 |
| 繰延税金資産 | 144,040 | 繰越利益剰余金 | 5,799,437 |
| その他 | 26,469 | 自 己 株 式 | △2,109,020 |
| 貸倒引当金 | △380 | 評価・換算差額等 | 186,169 |
| 資 産 合 計 | 28,963,362 | その他有価証券評価差額金 | 253,157 |
| | | 土地再評価差額金 | △66,988 |
| | | 純 資 産 合 計 | 25,069,126 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 28,963,362 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から)
(2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高 | | 21,087,889 |
| 売 上 原 価 | | 15,310,196 |
| 売 上 総 利 益 | | 5,777,693 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 4,414,747 |
| 営 業 利 益 | | 1,362,946 |
| 営 業 外 収 益 | | 182,411 |
| 営 業 外 費 用 | | 1,401 |
| 経 常 利 益 | | 1,543,955 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 229 | 229 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 売 却 損 | 106 | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 33,534 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損 | 3,183 | |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 2,426 | 39,250 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 1,504,935 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 407,300 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 23,964 | 431,264 |
| 当 期 純 利 益 | | 1,073,671 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|----------------|-------------------|----------------------------|---------|------------|------------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利 益 剰 余 金 | | | | |
| | | 資本準備金 | そ の 他 資本剰余金 | 利益準備金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | |
| | | | | 特 別 償 却 準備金 | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 別 積 立 金 | 途 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 |
| 当 期 首 残 高 | 4,058,813 | 4,526,572 | 3 | 231,500 | 51,532 | 89,884 | 12,260,000 | 5,056,079 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | | △25,766 | | | 25,766 |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △356,078 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | | 1,073,671 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | △25,766 | - | - | 743,358 |
| 当 期 末 残 高 | 4,058,813 | 4,526,572 | 3 | 231,500 | 25,766 | 89,884 | 12,260,000 | 5,799,437 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------|----------------|----------------------|--------------------|------------------------|------------|
| | 自己株式 | 株 主 資 本 合 計 | その他有価証券 評 価 差 額 金 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 当 期 首 残 高 | △2,108,937 | 24,165,447 | 330,570 | △66,988 | 263,582 | 24,429,030 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 特別償却準備金の取崩 | | - | | | | - |
| 剰余金の配当 | | △356,078 | | | | △356,078 |
| 当 期 純 利 益 | | 1,073,671 | | | | 1,073,671 |
| 自己株式の取得 | △82 | △82 | | | | △82 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額（純額） | | | △77,413 | - | △77,413 | △77,413 |
| 当期変動額合計 | △82 | 717,509 | △77,413 | - | △77,413 | 640,096 |
| 当 期 末 残 高 | △2,109,020 | 24,882,957 | 253,157 | △66,988 | 186,169 | 25,069,126 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

ダイニチ工業株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人 新 潟 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 朗
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清水 栄 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイニチ工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えるると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

ダイニチ工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 渡 辺 美 幸 ㊟

監査等委員 田 中 勝 雄 ㊟

監査等委員 宮 島 道 明 ㊟

(注) 監査等委員田中勝雄及び宮島道明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メモ

×モ

メモ

株主総会会場ご案内図

会場 新潟県新潟市南区北田中780番地6
 本社会議室
 電話 (025)362-1101(代)



交通のご案内

【車でお越しの場合】

J R 新潟駅より 長岡方面へ車で約30分
 上越新幹線燕三条駅より 新潟方面へ車で約40分
 黒埼インターより 長岡方面へ車で約20分

【路線バスご利用の場合】

往路：[新潟駅前] W70D大野・白根線
 白根・潟東営業所行き 8:01発 →[大通黄金七丁目]8:55着 徒歩5分
 復路：[大通黄金七丁目] W70D大野・白根線
 新潟行き 11:27発 →[新潟駅前]12:31着